

議案第 4 7 号

第 3 1 期世田谷区社会教育委員の委嘱

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日

(提出者)
世田谷区教育委員会
教育長 知久 孝之

(提案説明)

第 3 1 期世田谷区社会教育委員 2 名が退任し、後任の委員を委嘱するため、世田谷区社会教育委員の設置に関する条例第 1 条の規定に基づき、本案を提出する。

第31期世田谷区社会教育委員の委嘱

1 退任者（令和7年3月31日付）

氏 名	職（令和7年3月31日現在）
まきおか まさとし 牧岡 正敏	世田谷区立富士中学校校長
みねぎし あつこ 峯岸 敦子	世田谷区立砧南小学校校長

2 後任候補者

氏 名	職（令和7年6月10日現在）
もうり しんじ 毛利 慎治	世田谷区立用賀中学校校長
いまみや なおき 今宮 直樹	世田谷区立武蔵丘小学校校長

3 任期

令和7年6月10日から令和8年5月31日まで

(参考)

第31期世田谷区社会教育委員 名簿

	氏 名	選 出 母 体 等	備 考
学校教育関係者	モウリ シンジ 毛利 慎治	世田谷区立中学校長会	新任予定 (令和7年6月10日付)
	イマミヤ ナオキ 今宮 直樹	世田谷区立小学校長会	新任予定 (令和7年6月10日付)
社会教育関係者	こんどう みちか 近藤 三知香	特定非営利活動法人こども劇場せたがや	1期目
	さとう みちこ 佐藤 三智子	青少年船橋地区委員会会長	2期目
	とよだ としひろ 豊田 敏裕	世田谷区青少年委員会会長	2期目
	むらうち あつし 村内 敦	オール世田谷おやじの会会長	2期目
活動を行う者 家庭教育の 向上に資する	よしだ しゅうへい 吉田 周平	元世田谷区立小学校PTA連合協議会会長	1期目
	しんかい みき 新海 美紀	元世田谷区立中学校PTA連合協議会会長	3期目
学識経験者	いのうえ たけし 井上 健	東京都市大学教授	2期目
	ほりい まさみち 堀井 雅道	国土舘大学准教授	3期目

任期

令和6年6月1日～令和8年5月31日

○社会教育法（一部抜粋）

第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○世田谷区社会教育委員の設置に関する条例

世田谷区社会教育委員の設置に関する条例

昭和39年4月1日
条例第33号

改正 平成26年3月7日条例第21号
（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第15条の規定により、区に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

一部改正〔平成26年条例21号〕

（条例で定める基準等）

第2条 法第18条の規定により条例で定める委員の委嘱の基準、定数及び任期その他委員に関し必要な事項は、次条から第5条までに定めるところによる。

追加〔平成26年条例21号〕

（委嘱の基準）

第3条 委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

2 委員は、世田谷区教育委員会が委嘱する。

追加〔平成26年条例21号〕

（定数）

第4条 委員の定数は、10人以内とする。

一部改正〔平成26年条例21号〕

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成26年条例21号〕

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、世田谷区教育委員会が定める。

一部改正〔平成26年条例21号〕

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月7日条例第21号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。